

Non-Profit Organization

Sports & Medical-care Institute for Senior



～スマイス～

特定非営利活動法人

SMIS (スマイス)

定款

平成13年8月31日作成

〒870-0854

大分県大分市上田町3丁目3番4-110号

TEL : 097-547-0151

FAX : 097-547-0150

これは当法人の定款である。

特定非営利活動法人 SMIS (スマイス)

理事長 松田 典子 印



特定非営利活動法人

SMIS (スマイス)

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SMIS (スマイス) という。
英字表記を Sports & Medical-care Institute for Senior、高齢者スポーツ
医療研究所をさす。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、大分県大分市上田町三丁目3番4号
に置く。

2 この法人の従たる事業所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バック・アップの医療機関等と連携し、スポーツを通して、
全ての人々が、相互の友情を育てることを目的とする。
特に、高齢化の進む社会環境の中で、高齢者の健康維持とライフ・サイク
ルの充実を図る為に、スポーツ並びにメディカル・ケア教室の開催と普及
を目指す。

更に、医療従事者や指導者の資質向上の為に指導者研修会の開催や要請を
併せて行う。併せて、軽度の要介護を必要とする高齢者に対して、重篤な
介護度に至らぬよう介護支援事業を行う。

亦、国内外のスポーツ大会や医療協議会への積極的参加・派遣を通じて国
際親善を図り、全ての人々の健康でゆとりある幸せな生活の実現に寄与す
ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前掲の目的を達成する為に、次に掲げる種類の特定非営利
活動を行う。

- 1 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 2 子どもの健全育成を図る活動
- 3 保健、医療、福祉の推進を図る活動
- 4 平和の推進を図る活動
- 5 国際協力及び親善を図る活動
- 6 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1 特定非営利活動にかかわる事業

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る事業
 - イ 児童福祉法に基づく小規模保育事業の経営
 - ロ その他上記にかかわる全ての業務
- (3) 保健、医療、福祉の推進を図る事業
 - イ 介護保険法による居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、グループホーム事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業、介護予防認知症共同生活介護事業
 - ロ 障害福祉サービス事業の経営
 - ハ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営
 - ニ 相談支援事業の経営
 - ホ 難病対策要綱等に基づく難病患者等居宅生活支援事業。
 - ヘ その他上記にかかわる全ての業務。
- (4) 平和の推進を図る事業
- (5) 国際協力及び親善を図る事業
- (6) 社会教育の推進を図る事業
- (7) その他、上記各号に付帯する全ての業務

2 収益事業

- (1) スポーツ施設・スポーツ関連団体などからの運營業務
- (2) スポーツ関連事業に関するコンサルタント業務
- (3) 予防医療などに関するコンサルタント業務
- (4) スポーツに関するグッズ、機器、教材などの販売業務
- (5) オリジナル・グッズの制作・販売業務
- (6) 広告代理店業務
- (7) その他、上記各号に付帯する全ての業務

- 3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展を支援する為に入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、この法人の維持発展を支援する為に入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として、入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条 一削除一

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 10人～13人

2 監事 1～3人

- 2 理事の内、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、若干名を常務理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員の内には、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれる事になってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職務)

- 第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。
 - 3 副理事長並びに専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求めること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠の為、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者の、又は現任者の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、

その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事の内、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なく、これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えねばならない。

- (1) 心身の故障の為、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。本部事務局長は専務理事が兼任する。

- 2 この法人は、理事会の決定に基き、随時、会長・顧問などの非常勤役員を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)

その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。第5項へ変更

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号、及び第2号の規定による請求があった時には、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第28条 総会に於ける議決事項は、第25条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決する処による。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案したい場合において、正会員の全員が書面により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由の為総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人と

として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する事）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意志表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 全号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。第5項へ変更

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(議決)

- 第36条 理事会に於ける議決事項は、第34条第3項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむをえない理由の為理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決する事ができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事は出来ない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する事。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会に議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 一削除一

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は「おおいたNPO情報バンクおんぼ」に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	伊東 賢治
副理事長	中島 賢二
専務理事	岡本 依大
理事	三重野 祚和
理事	高木 誠二
理事	上野 佳美

理事	吉武 馨
理事	佐藤 徳寿
理事	伊東 徹治
理事	岡本 孝夫
監事	柴田 三也

- 3 設立当初の役員の任期は、16条第1項の規定に係わらず
成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にか
かわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず、成立
の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず
次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	5,000円
	年会費	10,000円
(2) 賛助会員	入会金	20,000円
	年会費	一口: 30,000円
(3) 特別会員	入会金	無
	年会費	一口: 100,000円

履歴目録

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1 | 平成 17 年 5 月 12 日 | 事業内容等変更（介護事業参入） |
| 2 | 平成 21 年 4 月 1 日 | 住所変更（大分市羽屋 21 番 1 号） |
| 3 | 平成 23 年 6 月 3 日 | C I による名称変更（特定非営利活動法人 高齢者スポーツ医療研究所→NPO 法人 S M I S）
従たる事業所の登録追加。 |
| 4 | 平成 23 年 6 月 16 日 | 理事数並びに理事役職の変更 |
| 5 | 平成 23 年 8 月 22 日 | 同上：大分県知事認証（第 9 及び第 10 項） |
| 7 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 児童福祉法改正による第 5 条第 1 項第 3 号の（ハ）を追加 |
| 8 | 平成 24 年 6 月 6 日 | 同上：大分県知事認証（第 5 条第 1 項第 3 号のハ）。 |
| 9 | 平成 24 年 9 月 1 日 | NPO 法改正に伴う変更。 |
| 10 | 平成 25 年 4 月 1 日 | 障害者総合支援法施行に伴う変更。 |
| 11 | 平成 25 年 9 月 1 日 | 正会員の入会金および年会費の変更
入会金：10,000 円
年会費：5,000 円 |
| 12 | 平成 26 年 1 月 11 日 | 住居表示変更による第 2 条③の変更 |
| 13 | 平成 27 年 5 月 15 日 | 第 2 条第 2 項、従たる事業所の変更。 |
| 14 | 平成 27 年 7 月 24 日 | 第 5 条第 1 項第 2 号のイ、ロ、児童福祉法に基づく小規模保育園事業の追加。 |
| 15 | 平成 28 年 6 月 3 日 | 第 56 条の 6、16 入会金及び会費の廃止。 |
| 16 | 平成 29 年 6 月 6 日 | 貸借対照表の公告に伴う変更 |
| 17 | 平成 30 年 6 月 7 日 | 認定 NPO 法人取得に伴う変更 |
| 18 | 令和 3 年 1 月 18 日 | 住居表示法に基づく住所変更 |